

◎岡山県告示第四百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、  
収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県運転免許センター及び倉敷運転免許更新センター並びに岡山県内の各警察署における手数料に係る収納の事務

二 委託した収入の種類

岡山県運転免許センター及び倉敷運転免許更新センター並びに岡山県内の各警察署において収納する手数料

三 委託を受けた者の名称及び所在地

一般財団法人岡山県交通安全協会

岡山県岡山市北区御津中山四四四番地三

四 委託を受けた事務所

岡山県運転免許センター及び倉敷運転免許更新センター並びに岡山県内の各警察署

署

五 委託の期間

令和五年十月一日から令和八年二月二十八日まで